

株式分割に関する基準日設定公告

2020年3月16日

株主各位

東京都渋谷区道玄坂1丁目21番1号
株式会社 トリドールホールディングス
代表取締役社長 栗田 貴也

当社は、2020年2月13日開催の取締役会において、2020年4月1日（水曜日）付をもって当社普通株式1株を2株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を2020年3月31日（火曜日）と定めましたので公告いたします。

なお、上記株式分割に伴い、会社法第184条第2項の定めに基づき、2020年4月1日（水曜日）をもって、当社定款第6条の発行可能株式総数を115,200,000株増加して、230,400,000株に変更することをあわせて決議いたしましたので、お知らせいたします。

以上

お知らせ及びご注意

1. 2020年4月1日（水曜日）付をもって、株式分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等の振替口座簿に記録されることとなります。
2. 株式分割後のご所有株式に関するご案内は、2020年5月中旬にお届出住所宛てにお送りする予定です。
3. 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。